

平成29年11月定例会 次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会（付託）

平成29年12月11日（月）

〔委員会の概要〕

杉本委員長

ただいまから、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○保育所等入所待機児童数（速報値）について（資料①）

田尾県民環境部長

この際、一点御報告させていただきます。お手元にお配りの資料1を御覧ください。保育所等入所待機児童数の速報値についてでございます。本年10月1日時点の本県における待機児童数は、昨年と比べて9人増の217人となっております。市町村ごとの内訳は、記載のとおりでございます。

県におきましては、引き続き、保育所等の整備や国が進める企業主導型保育事業の活用により受け皿の拡大を図るとともに、保育士確保の取組を強化し、待機児童解消に向け、取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

杉本委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

川端委員

ただいま、御報告いただきました待機児童について少し掘り返して質問したいと思えます。今の報告によりますと待機児童数がここ数年で200人を超えているというような状況もあるようですが、その原因についてはどのようなものがありますでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、川端委員から待機児童の数が200人を超えて推移しているということで、その原因はどのように考えているのかという御質問かと思えます。まず第一義的な話を申し上げますと核家族化が進行したり、あるいは女性の社会進出が増大するというような社会構造の変化によりまして、保育のニーズが年々増大しておりまして、入所児童数もだんだんと増えているという、まずはそういった大きな方向性があるかと思えます。要は施設

の整備、保育所とかの整備も、市町村が進めているところではございますが、なかなかニーズの拡大に追いついていないというような現状もございまして、更に申し上げますと施設が整備をされると逆にじゃあ私も預けて働こうかというような新たなニーズを発掘してしまうというような現状もございまして、なかなかニーズに整備が追いついていないという状況でございます。

それと、平成27年から若干数字が増えているのですが、それにつきましては制度の変更によりまして、パートタイムの方が保育所に預けられる対象になったりとか、あるいは求職中の方でも、就職ができれば預けたいというようなところもニーズとして取り込むようになったために増えているという状況もございます。そういった点で非常にニーズが膨らんでいるということが、大きな原因になっているかというふうに考えておるところでございます。

川端委員

女性の社会進出、女性も、家で育児をするというふうな昔のスタイルから、やはり社会に出て自分の能力を発揮して収入を得るという社会にだんだん変わってきているという背景があるようですね。そういうことで女性の活躍というのはそれはそれで、これからの人口減少で働き手の確保という課題もある中で、やっぱり女性がこれから頑張っていただくということは大事なことだと思います。そこで、これから育児に対する社会的な支援がますます必要になってくるのではないかというふうに思います。保育ニーズが増大しているということですが、数でいうとどのくらいニーズが増えているのか教えていただきたいと思います。

中川次世代育成・青少年課長

保育ニーズがどれくらい増えているのかという御質問でございます。平成27年以降ということで、手元にデータがございますので御説明をさせていただきますと、平成27年が県全体で15,816名ということでございました。これが平成28年になりますと566人増えまして16,382人ということになっておりまして、平成29年につきましては更に144名増えまして16,526人ということでだんだんと増えているというような状況になってございます。

川端委員

本当に大変な数で増え続けておりますけれども、つまり、そうした保育ニーズの増大に対してそれをサービスする保育所のほうの施設整備、これが追いついていけないためにこういうふうな待機が増えるのではないかと思います。そういったサービスをする施設整備の状況について少し聞かせていただきたいと思います。

中川次世代育成・青少年課長

保育施設の整備がどのように進んでいるのかということでの御質問でございます。市町村におきましては、子ども子育て支援事業計画というのを策定いたしまして、その中で所要見込み量というのをはじき出しまして、それに向けて計画的に必要量を整備しているということで整備につきましても順次進めているところではございますが、先ほども申し上げ

げましたとおり、ニーズのほうが見込み以上に増えてきているというようなこともございまして、なかなか追いついていないというようになってきてございます。

それで、実はこの支援事業計画というのは5か年計画で今年が中間年ということでの見直しを行っているところでございます。それで、改めて市町村におきましても、今後あと来年度、再来年度と2年残っているところですが、そこの計画を見直して適切な必要量を見込みまして、それに見合う整備を進めていくということで今見直しを進めているところでございます。

川端委員

今日、提出していただいた資料に保育所等入所待機児童数の速報値というのがありまして、これを見ますと鳴門市については19名増という数になっておりますが、この鳴門市の19名が増えている原因についてはどのようなことがあるのでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

こちらの鳴門市で19名増えていることの理由についてでございます。今日お示ししている資料に出てきている市町村につきましては、個別に市町村のほうにどういった原因で増えているかという聞き取りを行っているところでございます。鳴門市におきましては担当者に確認いたしましたところ、保育士の確保がなかなか困難であったために、定員枠一杯まで受け入れられなくなってしまったということで、全体の受入れ数が減って待機になってしまったとお聞きしているところでございます。

川端委員

せっかく施設整備を進めても肝心の保育士さんがいないというふうなことではどうしようもないわけでありまして、この保育士不足については今報道なんかでもよく出てきますけれども、県として保育士さんをどのように養成していくのかというこれからの方針についてお聞きしたいと思います。

中川次世代育成・青少年課長

保育士の確保にどのように取り組んでいくのかという御質問でございます。川端委員がおっしゃられましたとおり、施設整備をせっかく進めてもその定員一杯受け入れられなければなかなか大変厳しいであろうというような御指摘もございます。確かにその施設整備というのと保育士の確保というのは、車の両輪の関係にあるかと思っております。したがって施設整備と併せて保育士についても十分に確保していく必要性を認識しているところでございます。

そこで県におきましては、これまで保育士の確保策といたしましては、通常ハローワークで保育士の人材が動いていっているわけなんですけれども、ハローワークに加えまして、県の社会福祉協議会の中に福祉人材センターアイネットというのを置いておりまして、そこで保育所等への就職促進に向けたマッチング、就職の紹介とか斡旋とかということになるんですけども、そういうマッチングに取り組んできたところでございます。さらに平成26年度からは保育現場への就職支援の一層の充実を図るために福祉人材センターアイネッ

トに保育士保育所支援センターというのを設置いたしまして、保育事業者、保育士養成施設等と連携した保育フェアの開催、あるいは未就業の保育士を対象とした就職体験の実施、潜在保育士が保育現場で復帰しやすくするための潜在保育士研修会の実施等を行ってそういうマッチング機能の強化を図ってきております。

一方で、保育士自身を増やしていく必要があるかということでマッチングと併せまして今度は、保育士資格を取得するための養成施設での受講料とか、職員の代替えに伴う雇い上げ費等について補助することにより保育士資格等の取得促進を図っているところでございます。

さらに平成28年度には、保育士の資格取得を目指す学生に対する修学資金、あるいは潜在保育士の再就職にかかる就職準備金等の貸付け制度を創設しておりまして、こちらにつきましては、県内の保育所で一定期間働いていただくと返還免除というようなことになっている制度でございますが、そういった制度も創設したところでございまして、そういったところで保育士確保に向けた取組を推進しているところでございます。

川端委員

これからますます保育士さんのニーズが高まっていくと思いますけれども、やはり資格を取らなければ申込みができないわけでありまして、働きながらも資格が取れるというようなそういうシステムが、これから大いに求められておるところでございまして。是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、ひとり親家庭への支援についてお伺ひします。今、国の調査によりますとひとり親家庭の子供の貧困率というのが非常に悪くなっておりまして、ひとり親の子供の貧困率が50.8パーセントという数字になっております。県ではひとり親家庭に対しましていろいろな支援を行っていると思ひますけれども、貧困の連鎖を断ち切るという意味ではやはりその学習の支援、ひとり親で育ったお子さんがきちんと学力を確保して、そしてまた社会に出ていくことが必要だと思ひますが、このひとり親家庭の教育支援について、今年度、県では家庭教師も派遣をしたというふうに聞いておりますが、その成果についてお尋ねしたいと思ひます。

脇田こども未来応援室長

ひとり親家庭の子供の学習支援事業についての御質問でございまして。ひとり親家庭の子供の学習支援事業につきましては、ひとり親家庭等の小学生の子供さんを対象に夏休み期間中に学習支援を行って、早い時期からの家庭学習の習慣付けとか、基礎学力の向上を図ることを目的に実施したものでございまして。

今年度初めての試みということでして、募集につきましてはホームページや新聞に掲載したり、小学校や市町村に募集チラシをお送りしたり、それから県の母子寡婦福祉連合会で行っておりますラインによる情報提供などにより周知を図りまして、6月の下旬から7月の中旬にかけて募集を行ったところでした。その結果59世帯から応募がございまして、児童扶養手当を受給していないなど資格を満たしていない方の御応募もございましたので、そういう方とか辞退された方などを除きまして全部で50世帯、兄弟で受けている御家庭もありましたので実質55人の方に対しまして1世帯当たり8回の学習支援を実施したところ

でございます。

小学校の1年生から6年生まで全ての学年の方に利用していただきまして、特に高学年の5, 6年生の方が半分を占めるなど学習支援の関心の高さというのが伺えたところでございます。利用した家庭からは利用して良かったということでおおむね好評をいただいているところです。

川端委員

よく分かりました。それでは次に今度は少し切り口を変えるわけなんですけれども、未来の科学者を徳島から育てようといった講座が開かれております。これは鳴門教育大学の基金で行っておるようですが、ジュニアドクター発掘養成講座と言いまして、小学校の5年生6年生、それから中学生に対しまして、理科、科学、技術情報、そういった分野を大学の教員が1週間に1回授業を2年間行って、そしてまたそれが将来はノーベル賞の受賞の引き金につながるよというのを進めておるようでございますが、この件について徳島県としてはどのように関与されておるのかお聞きしたいと思います。

後藤学校教育課長

ジュニアドクター発掘養成講座についての御質問でございますが、今年度より科学技術支援機構、いわゆるJSTの指定を受けまして、鳴門教育大学を中心として、県内全ての高等教育機関と徳島県教育委員会が共同して小学校5, 6年生及び中学生を対象とした科学に関する講座を開講しております。目的としては、委員お話しのとおり、未来の科学技術を担う人材育成のためということで、募集定員の40名が今現在、様々な講座、9月から3月にかけて10回の講座を受けて、更に来年度に進むということになっております。

県教育委員会といたしましては、鳴門教育大学等と共同しまして、広報周知を行い、また指導主事が運営委員として協力するというふうなことで連携して取り組んでおります。今後も一層、広報周知とか運営委員としての協力をしっかり行ってまいりたいと考えております。

川端委員

これに選ばれるお子さん、生徒さんですね。どういうふうな基準で選ばれているのですか。テストをするわけなんでしょうけど。

後藤学校教育課長

選考したのが、やはり鳴門教育大学と連携機関が中心ということで、詳細についてはちょっと承知はしていないのですけれども、募集40名に対しまして、ほぼ40名程度の非常に意欲の高い応募があったということで、特に年間を通して10回、かなり大学にきて、実験とか実習があるというふうな内容をよく理解した上で、意欲をもって応募してくれた児童生徒を選考していると、そのように伺っております。

川端委員

選考の時に、学力テストというか学力の検査等もあるわけですか。

後藤学校教育課長

選考の方法についてですけれども、特に学力についての調査というのではないと聞いております。それよりも志望の理由というか、この講座を通してどんなことを学びたいとか、将来この経験をどのように生かしたいかという、そういうふうな児童生徒の理科とか、科学に対する興味関心とか、そういう意欲のところを評価したと伺っております。

川端委員

教育委員会でなくて教育大学には県の関係者も何人か出向といいますか働いておられるというふうに聞いております。こういった将来の徳島を背負って立つような人材を発掘するというわけですから、是非県ももう少し積極的にこのことを支えていただきたいと要望して終わります。

丸若委員

川端委員が言うように一番最初は待機児童で、県のほうは待機児童0に向けてということですが、これは当初の待機児童が0ということなんですか。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、待機児童0というのはいつの時点のものかというお話かと思えます。基本的には4月1日時点ということでの待機児童0ということで掲げているところでございまして、実際には平成29年度の整備の結果というのは、翌年度の4月に全部が開所されまして、そこで収まっていくということになっていきます。それで申し上げますと、平成30年の4月1日で待機児童0を目指して、鋭意、今年度も整備も進めておりますし、あとは、先ほど利用調整ということで、企業主導型保育事業というような新しいスキームも出てきておりますので、今後4月1日に向けまして利用調整を細かく対応していただくように市町村と協力しながら進めていくということで目標年次ということでございます。

丸若委員

それでは、今言っている10月で言うと、180人か200人ぐらいは待機児童が出ているのだけれども、これはそれぞれの市町村のほうで対応してもらって、年度当初には0になりますと、こういうふうに対応していくということなんですね。そのところを例えば、ある程度のボリュームが読めれば、そういうことの先のところで、それぞれの市町村の対応をお願いするということもできるのでないかと思うんですけれど。何が言いたいかというと、阿波市でも前より1人増と出ているんですけれど、やっぱり個々のお母さん方とか家庭にとってはやっぱり自分が働きたいと思ってもどこも行く所がないとなったらやっぱり自分の生活というか設計というか、変えないといけないわけですね。

そして県の役割とは何だろうかと思うんですよね。県こそこういうふうな状況の中で、待機児童0を目指している、できれば年間通じて0が一番理想だと思う。ただ、ここで雇用とロスがありますけれど、僕はこれは許容範囲で収めるべきであるし、前にも言ったか分からないけれど、これも今の政府の政策として女性活躍というし、教育の無償化も言っ

ている。それともう一つは、包括ケアで在宅介護なども言っていると。家庭の負担も増えてくる。ですからこの中でやっぱり家庭内収入も増やしていこうと思っていったら、奥さん方が外で働くと。働くような状況を作るということは行政の仕事だと思うんです。もちろんその中で、直接の対応をするというのは市町村であったとしても、全体調整した中で、特にアクションプランで0を掲げているのであれば、この行程に掲げていることは県がすべきであると思うんですけど、そのところは各市町村が待機児童数がずっと膨らんでいくことに対して、それぞれの市町村の方々というのは、どういうふうな捉え方をしていると聞いていますか。

中川次世代育成・青少年課長

ただいまの待機児童0に向けての県の責任というか、どういう立場にあるのかというようなお話でございます。先ほど整備が遅れているというようなことで、説明をさせていただきましたが、先ほども申し上げましたとおり、市町村の支援事業計画というのに基づいて、市町村は整備を進めておりまして、それを県としては適正な所要を見込んでもらうように、その必要な見込み量に応じた整備が進むようにということでの、いろいろ指導助言という形での立場を持っているのが一つでございます。さらに、先ほどその待機児童の出てきた理由の一つとして、受け皿の確保ともう一つの問題としては、保育人材の確保というようなことも、非常に重要な問題となっております。こちらのほうにつきましては、保育士自体を確保していこうということで、県が中心となって、先ほど御説明を申し上げましたように、無利子の貸付制度、一定の場合に、返還が免除されるような貸付制度を設けましたり、あるいはそのマッチングに県が中心に関わっていったりというようなことで取り組んでいるところでございます。

さらに、市町村が待機児童が出ないように利用調整ということで、どういった施設にどれぐらいの定員の空きがあつてというのを、基本的には市町村が把握した上で、申込みがあつた人を振り分けていくようになるわけでございますが、先ほどもちょっと説明させていただきました企業主導型保育事業ということで、事業所内保育施設というような言い方をされておりますが、会社が従業員向けに整備をいたします、そういった所に最近、新たな制度として地域枠というような形で、一般の方を受け入れる枠も出てきておりますので、そういった枠につきましても、丁寧に、こういう所が幾つ空いてますよというような形で、積極的に市町村のほうに情報提供することにより、これから4月に向けまして、利用調整を細かく進めていくというようなことが、本県の役割というふうに認識しているところでございます。

丸若委員

徳島市だったらね、一番多いということで、今言った企業内で、本当言えばそれぞれの事業所に、事業所から見てもいい人材を確保しようと思つたらある程度そのあたりのことを説明していったら、実際に全国でそのような企業もありますし、そしたら雇用も安定したというものもあると思います。それはそれとして経営企業の負担もあるということだから、その負担をどういうふうに調整していくかというのも一つの対応だろうと思うんです。ここのことを受けて、やっぱりこういうことが200人ぐらいずっと膨らんでいるとするん

であれば、それが、この水準として待機児童0ということを経が全体にまとめていくというスタンスが僕は必要だと思う。さっき言ったそういうふうな状況ができればまた預けたいと思う人が増えると。これは増えてしまうという言い方をしたけれど、これはおかしい。そういうスタンスでこの事業に関わっていったら駄目だ。税収を増やすためにも働ける人は働いてもらうように持っていったらいいし、それとやっぱり、うちの孫も市場町の山のほうで今1歳4か月だから保育所ではないけれど、地域でやっている所に行っているんですけど、本当に喜んで行っている。それで社会的にもお母さん同士のつながりもできてくるし、結構阿波市の場合は、そういうことがある程度充実しているということは聞いているんですけどね。やっぱり繰り返しになるけど県としては、アクションプランで0目指しているのであれば、0とは何かと言ったら、途中アップアップしていたのが当初でやっといけてよかったでなくて、この200人がまた足りないようになると、これはマイナス要因じゃなくてプラス要因として、そこまで企業も活性化して求人も出ていってというふうな捉え方をしていったら、アクションプランの中で0というのは僕は絶対に全体に0。1年を通して0をどう目指すかということを経が計画していったら、それでそれぞれ市町村の制約条件、徳島市であれば場所であったり、保育施設のこともあるだろうけれども、それじゃそういうふうな法的な保育所でなくても預かりの制度としては、どういうふうなのがありますよというようなことも含めて提案していく。提案というか、何かやっぱり、それは今の状況でいくと市町村がやることを県がどうこうできないことは分かっているのですけど、でもやっぱり情報を提供して、こんなことがあってということで、とにかく県としては1年を通して待機児童を0にしたいんだと。そんな中で今全体の状況はどうなっているということ、結局、動機付けですからこの中で潰せる市町村は、潰せると言ったらだめだけど、達成できる市町村を増やしていくわけですよ。達成できていない所は焦りを感じるという仕掛けをするのは誰かと言ったら、県の担当者しかできないと。そしてそうやってきたら、良循環が作れると思う。企業も活性化するし、いい人材補給になる。最近ちょっと聞いたんですが、うちの阿波市でも人材というか、職員採用試験の1次試験もね、点数がすごい低い。どうしてかというとな、企業は今上になっているから企業のほうに行くんです。給料も上というのもあったし、だから市長もそれで非常に悩んでいる。内容は分からないですけど、ちょっと全国標準からすると1次試験をこれで採っているものかどうかと、1回行政が雇ったら一生必ず雇わないといけないから、そこで何か別の方策はないかということで悩んでいたのを、ちょっとたまたま聞いた。やっぱり、そこらも含めて今までだったら公務員だったら安定しているという話だったけど、これ安定と言われる待遇面でいうとなかなか追いついていないということがあるし、それで人材の質というものも問題になってしまう。だからそこらの事も含めて繰り返しになりますけど、年間を通じてアクションプランで0で、当初だけやってたらそれで達成できたというのは僕はごまかしだと思うから。多分他の人も思っているでしょう。それで最初に言ったけれども、お母さん方が実際に預けようと思ったけれど待機になって、と言ったら、やっぱりそこらのところは行政がきちんとやらないといけない。それで、一義的には市町村に立ってアクションプランで0として県がしているのであれば、それに従ってどうするかということ、具体的なアクション、本当の意味での働き掛け、ここで机上で作るだけでやっているのではなくてね。みんなそれぞれ思惑の中で動く中で、利益調整もしながらやるとい

うが本当の意味での調整であるし、総括コーディネートだと思うから。どうですか。

中川次世代育成・青少年課長

先ほど、増えてしまうという表現が不適切でないかということで、こちらについてはちょっと私の説明が不適切であったかと思います。ニーズがどんどん増えておりますというちょっと現状の説明をさせていただきたかったという主旨でございます。

それと年間を通じて入れるようにしていく必要があるのではないかというお話であったかと思うのですが、先ほど私、所要見込み量をはじいてそれに見合う整備を進めていくということで御説明させていただきました。その待機児童を計る時点というのは、平成30年4月1日でということにはなるんですけれども、市町村が見込む所要見込み量というのは当然年間を通じての所要見込み量ということでございますので、10月に入ったものも含めて全ての人が入れるということで見込んでもらうということでの計画というふうにはなっております。

ですから、いつでも働きたい人が預けて働けるというような、そんな状況が理想でございますので、ただそうは言っても先ほど申し上げましたとおり、保育人材の確保というのも一方で課題となっておりまして、整備と保育人材の確保というのを今後も引き続き積極的に県としても関与して進めてまいりたいというふうに考えております。

丸若委員

何回も言うようで繰り返しになるけど、それぞれの各市町村で状況が違うというのはこれ了解。でも、逆に言えば各市町村でのいわゆる待機児童を0にできない制約要因というものもあるんよね。それぞれ分野は別々に。これはそれぞれの市町村が把握するであろうし、県が年間を通じて待機児童0にしたいというふうな中で、そういうふうな制約条件がそれぞれの市町村にあるということが分かったら、それじゃあそれを解消するために、広い範囲で情報を持っている県のほうがどういうふうに提案しているかということで、市町村1町1町を潰していく努力を重ねていくということが必要であるし、徳島県みたいな田舎の町が達成できないとなかなかできるものではない。だから、そういう意味でも課題解決先進県ですから。それこそ本当に生活の中での解決ですから、そうしないと先にいかないですよ。僕はそう思う。ですからそういう意味で、そういうふうな状況をつくっていただいて、どうですか。

田尾県民環境部長

待機児童のことでいろいろお話を頂きました。先の新しい政府が発表いたしました、新しい経済政策パッケージの案の中でも、待機児童の解消が待ったなしだという強い表現でされております。保育の受け皿を整備する子育て安心プランの策定を前倒しをするというような強い決意が国においても示されているところでありまして、我々といたしましても第一義的には市町村なり事業者のほうで確保するものではありますけれども、保育士の確保と受け皿と両輪でもってしっかりと待機児童が0になるように頑張っていきたいと思っております。

その中にはまずは利用調整という部分で非常に丁寧な対応をしていくことが、いい結果

をもたらすというふうに考えておりますので、その辺、丁寧に市町村とも膝を突き合わせて考えながらやっていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

丸若委員

とにかく、そういうことで繰り返しになるけど、こういうことを整備しないといわゆる家庭生活の中で、次の新しい事、大事な事にいけないと思うから。家庭の中での制約条件も打破するということのお手伝いというか、役割を自分たちが担っているんだということの中でいろいろ政策立案していただきたいし、市町村への助言をお願いして終わります。

達田委員

この待機児童に関してお尋ねをしたんですけれども、0歳から6歳までの就学前の待機児童ということだと思ってるんですけれども、年齢別にそれぞれどれくらい分かかりますか。

中川次世代育成・青少年課長

この待機児童の数217人というのが年齢別にどうなっているのかという御質問でございます。こちらにつきましては、0歳児がやはり産休、育休明けで出てくる、年度当初で育休明けで出てきたりというようなことがございまして、0歳児が一番多いという状況でございますが、0歳児が132人ということで、1歳児が58人、それから2歳児が18人、それから3歳児以上で9人ということで合計217人ということになってございます。

達田委員

1年なり産休を取られて、そして働きに行こうということで、これがちょうど4月であれば、働きに行く時期が4月であればいいんですけれども、その子供さんの誕生日に依じて産休明けの時期が違いますから、年度途中で入りたくても入れない状況が生まれてくると。それで年度当初もこの217人という入れない状況が生まれているわけなんですよ。それでこの4月の時点、それから途中10月の時点の数字も書いていただいておりますけれども、子供さんが保育所に入れなかったという場合に、その保護者の方はどのようにされているかという調査はされているのでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

待機児童になった人がどのように対応しているかという事でございますが、こちらにつきまして市町村からの聞き取りというような方法ではございますけれども、細かな^{しつこい}悉皆調査ということではございませんが、状況についてお聞きしましたところ、そのまま育休を延長するような形があったりとか、あるいは親に預けて働いているとか、そういった状況。もちろんそのために働いていないという方もいらっしゃると思いますが、そういった対応を取っているようでございます。

達田委員

子供さんが保育所に入れなかったばかりに仕事をもっと長期に休まなければいけないとか、あるいは仕事したかったんだけど、仕事に就けなかったと。そういうことが実

際にあるわけですね。非常に社会的にも大きな損失だと思うんですね。ですから保育所に入りたい時にちゃんと入れるという状況をつくるということが本当に大事だと思うんですけれども、先ほどの鳴門市の例で言いますと、施設はあるんだけど見る人、保育士がいないので入れないと。そういう状況なんですね。

中川次世代育成・青少年課長

はい。鳴門市の事例につきましては先ほども御説明させていただきましたとおり、保育士の確保が困難であったということで、受入れ人数が全体として減少、要は定員枠が縮小したというようなことになるんですけれども、鳴門市の事例についてはそういった要因だったということでございます。

達田委員

その他に施設・設備はあるんだけど、保育士がいないために定員を増やせないとか、そういうところは他にもあるんでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

定員はあるけれども、保育士が確保できないためになかなか受入れができない所があるのかということでございます。鳴門市以外にここに出てきている市町村で申しますと、例えば阿南市の例で申し上げますと、通常施設の面積要件が満たす場合には、定員以上に、2割オーバー、120パーセントまで受け入れるということができるという制度になっておりますが、阿南市の場合にはそういったことで保育士が確保できなかった、確保はしているんですけれども保育士に余裕があれば定員を超えて受け入れることができたんですけども、それができなかったの、ということでの待機が出てきております。

それ以外に石井町につきましても、こちらも足りないということではないのですが、年齢によって何人見られるというような制度がございまして、それで別の年齢の人を受け入れることによってこの年齢の人の定員枠が減るというようなことで、要はこちらも余裕職員の配置ができなかったために待機児童が発生したというふうに聞いております。

それから北島町、こちらは先ほどの鳴門市の例と同じように保育士が十分に確保できなかったために定員枠が事実上縮小してしまって待機児童が出たと。そういったところを個別に聞き取りをしているところでございます。

達田委員

0歳・1歳の場合と4歳・5歳とかの場合は見る人数が違いますのでね。一緒に見るというのはなかなかできることではありませんので、そういう兼ね合いもあってなかなか保育士さんが確保できないという大変な状況なんだということが分かるわけなんですけれども、例えば60名定員の所で4月当初に入ったのが40人ですと。そして途中どんどん入って行って、そして最終的に60人になりましたと。そういうのであればいいんですが、大体もう4月当初に満杯の60人入るわけなんですよ。ですから2割増しと言いましても人が足りないとか、あるいは設備がなかなか整っていないなどのいろいろな悪条件があって、入れてあげられないというのがあると思います。特に一番大事なものは保育士さんの確保では

ないかと思うのですけれども、徳島県内で保育士を養成している学校はどれだけあって、年間何人輩出をしているのでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

県内の保育士の養成施設についての御質問でございます。

県内に七つの指定保育士養成施設がございます。これが平成29年の4月1日現在でございますが、その七つの指定保育士養成施設の他に二つの施設におきまして他大学の通信課程を受講することによりまして、保育士資格の単位が習得できるという、そういうことで一応、9施設で養成をしているという、県内ではそういう状況でございます。

達田委員

年間で何名養成できて結局そのうち県内に就職をされる方というのは、大体どれくらいおいでるのでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

この9施設からどれくらいの方が養成されていて、県内でどれだけ就職しているかということでございます。平成29年の3月末の時点でございますが、これらの9施設から合計で315人が保育士資格を取得して卒業されております。その315名のうち、196名が認可保育所あるいは、認定こども園等に就職しているということでございます。

達田委員

人数をお聞きしますと、かなりたくさんの方が就職されているんですけれども、不足している原因というのは、結局、何なのでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

よく言われておりますように潜在保育士ということで資格を取得した人でも、その全てが保育士になっているわけではなく、今も就職した人たちの中には離職したりというようなこともございますので、そういったことで養成した人材が全て保育士として働いていないという、そういった状況が保育士不足を招いてる大きな要因ではなかろうかと考えております。

達田委員

お聞きしたいのは、せっかく保育士の資格を取りながら、なぜ現場で働き続けていただけないのか。またせっかく就職したけれども、なぜ離職をしてしまうのかという、その原因が何かと、そういうことをお聞きしているんです。

中川次世代育成・青少年課長

離職したりとか、なかなか保育士にならない理由はということでございますけれども、一般論として申し上げますと、保育士さんというのは、非常に厳しい勤務条件にある中で、給与的な面が十分でないというようなことも言われているところでございまして、そ

ったところで処遇面の問題がやはり、保育士が十分に定着しない大きな理由ではなかろうかというふうに考えているところでございます。

達田委員

今現在、公立私立いろいろありますけれども、働かされている保育士さんの給与がどれくらいということは、お調べになっているんでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

古いデータにはなるのですが、県内でということでの数字は把握してないんですけども、厚生労働省が調べている月額給与水準ということでの保育士の額が27.2万円ということで全産業は40万円ぐらいなので、若干、低めになっているという状況でございます。

達田委員

今この数字というのは、正規ですね。正規の職員さんで27万2,000円ですね。

中川次世代育成・青少年課長

正規・非正規含めて、全ての月額給与の平均ということでの数字かと思います。

達田委員

正規でいくらか、非正規でいくらかでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

大変申し訳ございませんが、正規・非正規の別というのは、数字を持ち合わせておりません。

達田委員

それでは保育現場で働いておられる方の正規・非正規の割合はどれぐらいなのでしょう。

杉本委員長

小休します。(11時26分)

杉本委員長

再開します。(11時26分)

中川次世代育成・青少年課長

本県が調査しております正規・非正規の割合についての調査でございますけれども、平成29年時点ということでございますが、正規職員が1,838人で非正規職員が1,461人ということで、非正規の割合で申し上げますと4割強というようなことになっております。

達田委員

4割強の方が非正規で働いておられるということなんですけれども、お聞きをいたしますとやっぱり、非正規の方というのは日給で働いておりまして、いろいろ差があるんですが1日、7,500円～8,000円、それぐらいの賃金で働いておられる。手取り額にしたら15万円ぐらいなんです。非正規だから脇の仕事をしているわけじゃなくて、ちゃんと4月から3月末までクラスを持っている正規の方と同じ仕事をしておられる方が非常に多いわけです。非正規というのは、普通は途中入所したとか短時間預かりますよと、そういう場合の方が非正規できていただくというのは、これ分かるんですけれども、クラスを持っていながら正規と同じ仕事をして非正規で給料を貰うときにはものすごい差があるというような状況があるわけです。

やっぱり、仕事に見合わないということで、せっかく夢を持って就職されても途中で辞めてしまうと。なかなか正規の道が開かれていない。現場のほうでお尋ねをいたしましたら、そういう状況があるというお話もされておりました。そこをやっぱり改善しないと保育士不足というのは解消できないのではないかと思います。それで、県として保育士不足解消について、やっぱり給与等を引き上げる必要があると思うんですけれども、それについて対策をどのようにお考えでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

保育士の給料がなかなか上がらないという状況の中で県として、どのように取り組んでいくのかというような御質問でございます。国におきましても、実は保育士の給与が低い水準にあるということは認識しているところでございまして、これまでも様々な処遇改善というようなことで、賃金と言いましても、要は保育所の公定価格みたいなものがございまして、その額、給与のアップを例年図っているというようなところで年3パーセントとか2パーセントとかというのが続いております。

さらに平成27年には、通常のベースアップ分の3パーセントに加えまして1.9パーセントの上乗せとかというような形もなされておりました。平成28年度は1.3パーセントというような形でなされております。さらに今年度、平成29年度からでございますけれども、さらにまた国のほうで新たな処遇改善の制度が加えられておりました。一定の経験年数のある方を中心に、キャリアアップ研修という研修を受講することを要件としまして経験年数が7年以上で、研修を経た中堅職員に対しましては月額4万円の上乗せをすとか、あるいは、経験年数がおおむね3年以上で研修を経た職員に対しては、月額5,000円ということでの追加的な処遇改善も実施されているところでございます。

県といたしましても、今後更なる処遇改善が図られますよう、国に対しても積極的に政策提言を行っているところでございまして、今後とも引き続きそういった形で処遇改善が図られまして、保育士確保につなげていけますように積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

市町村で運営しておりますので、それぞれの自治体が非常に頑張っておられるところもあると思いますけれども、やっぱり根本は、国からの保育に対する支援が

非常に大きいと思いますので、ここをもっと力を入れていただかないと、根本的な解決にはならないと思います。保育士がせっかく就職されても、途中で辞めてしまうということがないような、そういう処遇の改善を目指していただきたいという事と、施設整備につきましても足りない所には、施設整備をどんどん進めていくという方向でやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと保育に関しましては、小学校に入りましてから放課後児童対策で学童保育と言われておる所があります。これも、なかなか定員が一杯で入れない所もあるというふうにお聞きしてるんですけれども、今、学童保育の状況は、県下でどうなっているのでしょうか。幾つあって、全部無事に入って、放課後無事に過ごしているのでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

現在の放課後児童クラブの状況と放課後児童クラブがどのように実施されているのかということ、待機児童がどのようになっているのかということでの御質問かと思います。まず本県の放課後児童クラブの運営の状況でございますけれども、平成29年の11月1日現在で168クラブ、それ以外に休止中の2クラブがあるんですけれども、168クラブが運営されておりまして、7,360名の方がそこに登録されているという状況でございます。

待機児童がどうなっているかという事でございますけれども、平成29年5月1日現在、こちらのほうがまだ非公表の数字ということで、まだ正式にまとまって国から発表されているものではございませんけれども、現在の当方で把握している数字といたしましては、県全体で84人が平成29年5月1日現在でクラブが利用できない待機児童というふうになっているところでございます。

達田委員

学童といいますと、本当にお父さん、お母さんが働いておられる核家族の人が多いと思うのですが、待機が出ている場所というか、自治体はどこでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

待機の出ている自治体はどこかということでございますが、これも幾つかございます。6市町ということになりまして、まず徳島市が16名。それから小松島市が1名。それから阿南市が14名で、阿波市が30名。美馬市5名。石井町18名で合計84名ということでございます。

達田委員

学童クラブは小学校の特に1年生・2年生という低学年の場合、家で一人でお留守番ということでは安全面でも心配ですし、本当になくてはならない施設だと思うんです。この待機児童が出るというのは、どういう事で出るのか。その解消のために県としては、どういうふうにされていくのでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

待機児童が出ている要因はということでございますけれども、こちらにつきましては、

先ほどの保育の話でも出てまいりましたが、ニーズの増大に対してなかなか整備が追いついていないというところなのかと思いますが、さらに放課後児童クラブの話で申し上げますと、今まで入れなかった方が入れるようになったというか枠が拡大をいたしまして、前はおおむね10歳未満の児童ということで限定されてたんですけれども、それが平成27年4月から小学校に就学している児童ということで小学生全体に拡大されたということ、それと先ほどの保育のところでも同様でございますが、共働き世帯が増加していることなどによりましてのニーズの拡大という、大きく二つの点が要因として考えられるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

達田委員

学童保育に関しましては、これからもどんどん子供の数も減っていくんだけれども、需要は増していくと考えられるわけですが、ずっと以前からやってる所ではもう設備施設が非常に老朽化して子供が走り回ったら、どんと床が抜けるのではないかなというように心配がある所もあるそうなんです。そういう老朽化した施設をちゃんと建て替えたりとか、また新たな所が変わるとか、何か良い環境を整えていく必要があると思うんですけれども、施設整備については、どのように支援をされているのでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

放課後児童クラブの整備に向けて県としてどのように、取り組んでいるかということでございます。放課後児童クラブの整備につきましては、国も積極的に進めようということで取り組んでおりまして、国の方で補助制度というのを作っているところでございます。基本的な枠組みとしましては、国と県と市町村が、それぞれ3分の1を負担して整備を進めていくということで取り組んでいるところでございまして、内容としましては、小学校の例えば、校内などで別棟で新しい放課後児童クラブ専用の施設を整備するとか、あるいは小学校の余裕教室等を利用して放課後児童クラブを整備するとか、そういう一定の条件に該当する場合につきましては、補助制度を受けて整備を進めるということができるようになっていくところでございます。

達田委員

これは教育長にお尋ねしたいんです。これまで学童保育の整備について、空き教室はなかなか貸していただけないとか、あるいはグラウンドというか、小学校の校庭の中に建物を建てることについて、なかなか許可が下りないとか、そういうお話も聞くんですけども、最近はこちらに建てさせてくださいとか、ここを使わせてくださいという場合に学童たちのためにぱっと使わせてくれるという状況になっているのかどうか、お尋ねいたします。

阿部生涯学習課長

ただいま、学校施設内において児童クラブの施設を建てることについて御質問を頂きました。現在におきましては、学校内、同じ敷地内で児童クラブを設置している所も多くございます。教育委員会といたしましても、子供の放課後の安全・安心な居場所づくりということで積極的に協力をするようにということで、各市町村教育委員会におきましても、

御協力するような体制になっているかとは思いますが。ただ、余裕教室と申しまして、ずっとその教室を1年中使わないという教室が少ないという声も聞いておりまして、余裕教室をずっと児童クラブとして設置するということには、なかなかならない現状であるということは、お伺いしておりますけれども、児童クラブの設置につきましては、各市町村とも協力していく体制をつくっていると聞いておりますので、今後とも、そういう子ども子育て支援の部局と協力いたしまして、設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

昔と違って使わせていただける方向でということで安心いたしました。これまで保護者が土地も探して建物も探してというようなそういう苦勞がございましたので、やっぱり学校に近い所あるいは、学校内に施設ができるように、是非そういう場合は、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

あと一点だけお尋ねしたいんです。実は高齢者に関してなんですが、とくしま高齢者いきいきプランの素案というのを頂いたんです。この中身をお尋ねしようとしたら計画期間における各年度の現状とかが全て精査中になっていて、一番大変な平成30年過ぎてからの数字が、どういうふうに移っていくのかというのが分からないんですよね。事業所の従事者の状況とか、施設福祉住宅の整備状況がどうなっていくのかとか一番大事な介護給付等の対象サービス量の見込みがどうかと、それから介護保険の施設等の種類ごとの必要入所定員総数はどうなっていくのか。全てこれ精査中になって平成27年か平成28年までしか出ていないので今後どうなるのか。せっかく出しているんですけども、将来の話ができないという状況ではないかと思うんですけども、一番お聞きしたいのはやっぱり、介護保険がだんだんと改悪をされていって、介護支援の要支援の方だとか要介護1・2の方とかが、やっぱり介護保険から閉め出されていくという状況がございます。それで特に低所得者がどうなっていくのかというのが心配されているんですけども、低所得者に対する支援というのが今詳しくは書かれていないんですけども、どうなっていくのか、相談業務とかいろいろあると思いますけれども、介護保険の枠内でちゃんと行われていくのかどうか。お尋ねしておきたいと思います。

山上長寿いきがい課長

いきいきプランに関しての御質問を頂きました。まず最初にサービス見込み量等に関してまだ入っていないのではないかとといった御指摘を頂いたところでございますけれども、この点については素案についてということで、一番最初に1枚紙の概要を入れさせていただいております。この一番下にございますようにサービス見込み量については、現在、各市町村で作業中というところでございます。

そもそも県の計画につきましては、まず市町村でそれぞれサービス見込み量なりを把握した上で、市町村は介護保険事業計画ということで策定いたします。県についてはそれを支援するという立場から、介護保険事業支援計画という位置付けになっておりますので、そういったことからでも、今現在、市町村のほうでそれぞれサービスの見込み量等を集計しているというところでございます。もう一点、低所得者対策というところでございます

けれども。

杉本委員長

小休します。（11時45分）

杉本委員長

再開します。（11時46分）

山上長寿いきがい課長

低所得者対策につきましては、111ページの中で1項目を設けて書かせていただいているところがございます。それぞれのサービスについて、低所得の方については、それぞれ保険料についても所得に応じた形での減額措置というのがございます。また必要に応じて112ページにございますような生活資金の貸付制度など、こういった形で対応させていただいているところがございます。

達田委員

全体をざっとですが見させていただいたんですけれども、次の議会には出るんですよ。ちゃんとしたものがね。数字もこの精査中という所もちゃんと出るわけですね。活動事例についてもちゃんと出るわけですね。ここがありませんでしたので、今度の2月議会でこの議会にちゃんとしたものが出てくるということで、その時にまた勉強させていただいて、質問させていただきたいと思いますので、いち早く資料を出していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

杉本委員長

それでは午食のために休憩いたします。（11時48分）

杉本委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時03分）

岩佐委員

がん対策について、少しお伺いをしたいなというふうに思っております。会派で、10月の中旬に国立がん研究センターに視察を行っています。その時にもいろいろ話を聞かせていただいたんですけれども、今二人に一人はがんになると。また、5年生存率はもう50パーセントを超えているというような話もある一方で、県内、徳島県の検診率が低いというような課題も教えていただいたんですけれども、がん全般のことというのは、私も今後の研究課題であると思っています。

その中で、高齢者のがんも当然多いんですけれども、小児がんについてとAYA世代のがんについて、関心を持っています。ほとんどのがんというのは、30代まで、30代・40代以降の発症というのが多いんですけれども、その中でも15歳未満の小児がんというのは、15歳未満の病気で死亡する原因の1位でもあるというふうには聞いています。ただ、がん

全体から言えば、1パーセントにも満たないような発症率であって、患者も少ないという状況なんですけれども、小児がんであったり、またAYA世代といわれる、その思春期から30代ぐらいまでのそういう世代のがんというのも、少ない発症率数ではあるんですけども、やはりこれからの次代を担っていく世代のがんということで対策もしていかななくてはいけないと思っております。

また、当然、子育てをしている、特にAYA世代という20代から、若年層のがんというのもやはり、ちょうど就職であったりとか、また出産であったり、また子育てという面でも、ちょうど負担が大きくなるというようなことでも、しっかりと考えていかなければいけないと思っております。ただ、発症数というのは、本当に少ないということで、全国的には年間2,000人くらいから2,500人とも言われているんですけども、今県内における小児がんの罹患、発症数、登録数というのは、把握をされているのでしょうか。

藤井健康増進課長

ただいま、岩佐委員から小児がんに関する登録数と言いますか、そういった質問を頂きました。また岩佐委員からお話があったことなんですけれども、小児がんにつきましては、0歳から15歳未満の方が罹患するがんということで、厚生労働省によりますと、年間の罹患患者が2,000人から2,500人とされております。患者数は少ないということなんですけれども、岩佐委員からお話のあったとおり、小児の死亡原因の1位というふうなことでございます。

それで、本県の状況ということで、ちょっと数字は古くなるんですけども、平成25年のがんの発症者が、県全体で5,098人、その内の小児がんということで0歳から14歳の区分のがんの発症の人数は、その内の7人ということですので、先ほど岩佐委員からお話のありましたような感じで、大体1パーセントあたりが小児がんのがんに占める割合ということになります。

岩佐委員

平成25年の発症数ということで、1年間で7人ということなんですけれども、私もちょっといろいろデータを調べていて、古い平成22年のデータが出てきたんですけども、その時にこれは発症数ではなくて、新規に発症してまた継続的に治療しているというようなことで、がん登録、罹患の登録数ということでのデータだったんですけども、この時で徳島で、小児がん、14歳までで約70人、20歳までで100人ぐらいというような数になっております。罹患患者数から言えば、本当に少ない数ではあるんですけども、これを10万人での単位、人数と言うんですかね、10万人あたりにする罹患率というのに直すと、徳島県が、鳥取県に次いで2番目に罹患率が高いというような状況になっています。これは平成22年のデータなので、今の現状が分からないんですけども、全国的にもちょっと罹患率が高いというこの要因で何かつかんでいることがあれば、教えていただけたらと思います。

藤井健康増進課長

申し訳ありません。罹患率が高い理由というのは、ちょっと把握はしておりません。それと、先ほど、小児がんの率の数字を間違えました。5,098人の内の7人ということなの

で、大体0.14パーセントぐらいで、1桁間違えておりました。大変申し訳ございません。

岩佐委員

罹患率が高いということに対して、その要因というのはつかんでないということだったんですけれども、グラフで見ると、鳥取県が割と飛び抜けている感じもするんですけれども、14歳まで、また20歳までの罹患率というのが、両方とも徳島県も多分2番目に高いということなので、何か地域的な要因もあるのかなというふうには思うんですけれども。ただ発症数からいえば、本当に少ない、希少ながんということにはなってくるかと思いますが、このがん、小児がんも含めてなんですけど、今、来年度に向けて徳島県のがん対策推進計画ということを進めていると聞いておりますけれども、この中で小児がんであったり、AYA世代のがんについての取組の方向性というものを教えていただけますか。

藤井健康増進課長

ただいま、岩佐委員から、小児がんあるいはAYA世代のがんに対する来年度以降の方向性ということでした。今、11月議会に素案を常任委員会で提出させていただいているのですが、がん対策の推進計画、平成30年度から新たな6か年の計画につきまして素案を提出させていただいております。それで、こういった小児がんにつきましては、先ほどから患者数というのは非常に少ないと、ただ少ないからいいということでは当然なくて、次代を担う子供さんの事ですので、非常に重要な対策と思っております。

それで、小児がんの問題というのは、症例が非常に少ないということもありまして、小児がんを扱う施設というのが全国的にも限られていると。それで、治療や医療機関に関する情報も限られているということが、今課題になっております。また、がんの対策と治療というのは、手術療法であったり、放射線療法、化学療法といろいろなものがあるんですけれども、そういった治療によって合併症が発生したり、あるいはその成長発達期の治療という事なので、治療後の発育とか発達障害とか日常生活の支障が出てくるというふうな課題があると認識しております。特にこういう小さなお子さんのことですので、やっぱり専門的な医療機関において、質の高い医療というのを提供することが重要であろうと考えておりまして、国におきまして、こういった小児がんに対する拠点病院というのが、全国で15か所指定をされております。四国内にはなくて、一番近い所で中国・四国地方で広島大学病院と、あと近いところで神戸のほうに1か所あると聞いておりますが、症例も少なくなかなか単独でそういった医療機関、医療提供施設というのを整備することも非常に難しいと思いますので、他県の専門医療機関と連携しながら、具体的には、今、中国・四国で、小児がんの中国・四国ネットワークというのが構築されておりまして、年間定期的な会議等もございますので、そういったところで情報交換をしながら、適切な医療というのを検討していくという体制がとれております。

また、県内におきましては、小児がんに関する相談機関ということで、徳島大学病院とそれから県立中央病院からなります総合メディカルゾーンに、平成22年の8月に徳島がん対策センターを開設しておりまして、これは小児がんだけではなくですけれども、そういったがん全般にわたる様々な相談にも応じているという体制もとっておりますので、そういったところで小児がんに関する適切な対応というのにも図っているところでございます。

岩佐委員

今お話があったんですけれど、希少がんというか、症例も少ないということで、全国に小児がんの拠点病院というのが15か所あるということで、そことのネットワーク、連携をして、症例が少ない、データが少ないということで、そういう拠点病院に集約をしていくというような方向は分かりました。そしてまたそこへつなげていくということで、メディカルゾーン、そういう所と連携をしていくというふうなことだと思うんです。小児がんに限らないですが、県内のがん治療ということにおいて、まずは入り口は県内のそういったがんの治療、施設になるのかなと思うんです。がん治療の中心となるのが、これもメディカルゾーンの一部になるのかなとは思いますが、がん診療の連携拠点病院という位置づけになるのかなというふうに思います。国立がんセンターでも、全国でもそういった連携拠点病院というのがありますよというのは教えていただいたんですけれども、今県内におけるがん診療連携拠点病院、それとあとこれは国が指定をするというふうに聞いているんですが、これに準じる形で県が指定をしている地域がん診療連携推進病院、よく名前がよく似てて、ちょっと混同するんですけれども、この拠点病院と推進病院の設置状況について教えていただけますか。

藤井健康増進課長

ただいま、岩佐委員から本県のがん連携拠点病院等の設置状況について御質問を頂きました。まず国指定のがん連携拠点病院なんですけれども、都道府県レベルの都道府県がん診療連携拠点病院として、徳島大学病院が指定されております。そして、地域がん診療連携拠点病院として、県立中央病院、徳島市民病院、徳島赤十字病院の3病院が指定されております。さらに、地域がん診療病院として、県立三好病院が指定されておまして、ここまですが厚生労働省の指定の拠点病院でございます。

これによりまして、二次医療圏と言われる東部・南部・西部のそれぞれの保健医療圏域において、がん診療の拠点が整備されているところでございます。また、県内全体のがん医療の均てん化を促進するという観点から、拠点病院に準ずる機能を有する病院ということで、先ほど岩佐委員からお話のありました地域がん診療連携推進病院、これを本県独自の基準として設けまして、県として指定しているのが、徳島県鳴門病院と阿南共栄病院の2か所でございます。

岩佐委員

今、連携拠点病院があつて、それに加えて推進病院という形で鳴門病院と阿南共栄病院が指定をされているということなんですけれども、それぞれ国の拠点病院において、あと推進病院において、国が指定あるいは県が指定ということなんですけれども、これに対して何か国からまた県から、指定をした病院に対しての支援体制というか、補助とか何かあれば教えていただけますか。

藤井健康増進課長

拠点病院等に関する支援ということなんですけれども、まず都道府県のがん診療連携拠

点病院につきまして、徳島大学病院では運営補助等につきましては、国のほうからの補助があります。また県立中央病院、それから三好病院につきましては、国から2分の1の補助がございます。徳島市民病院と徳島赤十字病院につきましては、国・県それぞれで2分の1というふうな形で運営補助を実施しております。

岩佐委員

国、徳島大学病院においては国から多分、10分の10という形で、あとについては2分の1という形なんですけど、それぞれ例えば、どういう内容で支援があるのかということと、推進病院においての状況というの教えていただけますか。

藤井健康増進課長

拠点病院につきまして、拠点病院における医師とかスタッフの養成とか、相談支援事業あるいは情報提供等に関する事業を対象に、がん診療連携拠点病院機能強化事業という形で国及び県の運営費の補助を実施しております。

推進病院であります鳴門病院と阿南共栄病院につきましては、年間で450万円の補助をしております。

岩佐委員

今の推進病院についての450万円というのは、その内容はどのような形での支援になりますか。

藤井健康増進課長

運営補助の内容としましては、院内のがん登録の事業ですとか、あるいは相談支援事業といった内容になります。

岩佐委員

私、近い所が阿南共栄病院なので、それが推進病院になっている。そこに対して額的にはどうなのか分からないですけども、相談事業とかについて支援をしていると。やはり身近に相談できるという、まず相談をしに行って推進病院から更に上の拠点病院であったりとか、それが国、徳島大学病院とかにつながっていくというのが、安心できるがん医療の体制づくりの一つなのかなというふうに思っています。特に県南に目を向けてみますと、赤十字病院が地域がん診療拠点病院になって、そこから南の阿南共栄病院が推進病院という形になっています。先ほどの話で均てん化ということがあったんですけども、そこからまた南の那賀町もそうですし、美波町であったり海陽町といった県南においてというのが、割とかなり広い範囲にはなるということで、赤十字病院であったり阿南共栄病院の機能の更なる充実というのが県南の方としたらやはり、安心感という部分なのかなと思っております。これも今後の課題として、また私もしっかり勉強してこれから進めて考えていきたいと思っております。

最後に阿南共栄病院において、平成31年度開院予定で阿南医療センターへ、旧の阿南医師会中央病院との統合が進んでいるという中で、今阿南共栄病院は推進病院に指定をされ

ています。県が指定をするんですけれども、医療センターへ移行していくというか統合するに当たって、指定が一旦切れるのか、継続的に推進病院という形で指定をされていくのか、その流れを聞かせていただけますか。

藤井健康増進課長

ただいま、阿南共栄病院から阿南医療センターに移行する場合の連携推進病院の指定に関する御質問を頂きました。今お話があったとおり阿南共栄病院につきましては平成24年に地域がん診療連携推進病院の指定を受けまして、地域におけるがん医療の提供に取り組んでいただいておりますのでございまして、今回、阿南共栄病院と阿南医師会中央病院との再編統合によりまして、新たに阿南医療センターが設立されると聞いております。平成26年12月にまとめられました阿南医療センターの基本計画書におきましても、がん医療につきましては、地域がん診療連携推進病院としての機能の確保に努める旨の記載もされておりますことから、現在の阿南共栄病院におけますがん患者に対する医療施設や診療体制等は維持されるものと考えております。新しい病院になるということなので、地域がん診療連携推進病院としての県の指定というのは、再度行っていく必要があると考えておりますけれども、そこは移行の時期に、支障がないように適切に、かつ円滑に指定の手続きを取ってまいりたいと考えております。

岩佐委員

地元の者としてやはり、推進病院でなっていくというのが、安心できる所なのかなというふうに思っております。県下全体を見てもそうなんですけれども、一番最初に申し上げたように、小児がんであったりAYA世代のがん、特に働きながら治療をしていくというようなところも課題になっていくのかなと思っております。これ自身、私もこれからしっかりと勉強してまた、これからの私自身の課題かなというふうに思っております。また、一方では検診率を上げていくということも本当に大切なことだと思っております。これからは拠点病院とまた推進病院の両方が、しっかり連携をして県内のがん治療の充実というのをしっかりと図っていただきますよう、また推進計画の中でもある程度の形は出ているとは思いますが、その中でも目標ともしっかりと据えて取り組んでいただけますよう、お願い申し上げて終わりたいと思います。

原井委員

私のほうからは一点だけ質問をさせていただきたいというふうに思います。事前の委員会で配られましたとくしま高齢者いきいきプランについてでございます。重点戦略を大きく三つに分けて、その項目ごとにそれぞれの推進方法が書かれているということで、いろいろ重点的に見させていただきました。地域包括ケアシステムであったり、徳島版のCCRCであったり、また先ほど、達田委員が質問された介護保険の件であったり、いろいろなことが触れられていたのですが、その中で煙に巻いたような表現も幾つか見受けられて、一つ例に挙げますと、44ページの部分ですね。高齢者像の転換ということでいろいろと書かれているわけですが、要は今の時代65歳、70歳を超えてもまだまだ元気な方もたくさんいるので、もっと社会に出てもらって、若い世代にいろいろなノウハウ・経験を教

えてもらって、また、働くということで納税もしてもらおう。そういった意味で書かれていると思うのですが、ここの部分でそういったことに対しての取組というところで、どういった取組をするか、この44, 45ページの中に書かれていますが、それを質問させていただきます。

山上長寿いきがい課長

ただいま、原井委員から、いきいきプランの素案に関して御質問を頂きました。高齢者像の素案の44ページに関して具体的な施策が十分書けていないのではないかとといった御指摘であったかと思います。この点についてはまず、そもそもこのいきいきプランの基本理念でございますけれども、「地域を支える高齢者から拓がる“笑顔あふれるとくしま”の実現」といたしまして、まさしくこの考え方としましては高齢者を支える側とするこれまでのイメージの転換を図って、地域を支える新たな担い手として生涯現役で御活躍いただくと、こういうことを理念に掲げておるところでございます。

そういった意味でどの施策だけということではなく、プランに掲げた施策全体がそういった方向性を目指しているところではございますけれども、例えば特徴的な施策ということでございますと、素案の133ページに掲げさせていただいておりますのが、「徳島県版『介護助手』制度」ということで本年度、新たにアクティブシニアの方に介護業務を一部切り分けて担っていただくというような制度を始めているところでございます。こういった施策なりを通じまして、単に高齢者の方が介護されるという側ではなくて、介護する側の方にも新たな担い手として入っていただくということでございます。

それから102ページの辺りは生活支援ということでございまして、それぞれ市町村で今、介護予防であるとか生活支援の取組がされておりますけれども、その中でも例えば、老人クラブの方でありますとかボランティアの方、例えば、市町村で行っております、いきいき100歳体操とかの取組もしているんですけれども、作業療法士等のお若い方が講師になるのではなくて、一定の研修を積まれた高齢のボランティアの方なりが講師として取り組むというような形で新たに高齢者が取り組むことによって、ここに書いてありますように、高齢者自身の介護予防にもつなげていくというような形で、全般的にそういった形で取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

原井委員

少なくとも作られたほうはよく分かっていて、読んでいるほうはちょっと煙に巻いたような表現ですね。ちょっとよく分からないところがあったんです。ページをあっち飛んでこっち飛んで説明していかないと、その取組の具体的な方向が分からないというようなのは、どうかなという点があります。まだ、素案ということで今作っていている最中だと思っんですけども、これまた例に挙げますと102ページ、今、課長がおっしゃいましたけれども、102ページの中段の所には、支援していく、と各市町村にそれぞれ支援していく取組を、一つ一つ箇条書きで書かれているんですよね。これは取組の内容がよく分かったんです。ただ、一点、120ページの所を見ておりましたら、ここは介護保険施設の防災・減災対策の強化ということで、いろいろと書かれていますが、丸ポツツンがいろいろあって、最後の表現で、「必要があります。」という表現になっている。いろいろ「必要がありま

す」と。続いて最後、それとはまた別の項目で「機能強化を図ります。」となっているんです。機能強化を図るということは、ああ取り組むんだ、とよく分かるのですが、必要があります、だけで止めたら、必要があるか取り組むかどうかというのが、ここに書かれていないので、どう表現しても煙に巻いたような感じにしか見えなくて、この辺しっかりしておかないと、後々2年後3年後検証する時に検証しづらいと思うんです。僕、前の段階のいきいきプランの計画の検証の資料をちょっと見させてもらったんですが、言わば薄っぺらい資料でした。

最近いろいろな計画があると思いますけれども、先の計画はどれもこれも背景とか課題とか何年後かのあるべき姿というのを、ちゃんと書いてそれに対してどういう事をやっていくかということを書いていますので、おそらく第7期の計画ですので、もう20年ぐらいずっと続けてきているんですね。多分、最初当初の計画をそのまま、どんどんそのフォーマットというか、そのしきたりのまま引き継いでいったような気がしてならないので、今各部局で立てておられますいろいろな計画を参考にして、そのフォーマットを素案にのっとった書き方をしてもらえれば、取り組む側だけではなく、チェックする側に対してもより見やすいのではないかというふうに思いました。まだ素案ですので、そのあたりも改善もしていただけるようお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

山上長寿いきがい課長

原井委員から貴重な御指摘を頂きました。ありがとうございます。確かに120ページにつきましては、取り組む必要がある、ということだけを書いて、この後についても防災に関して例えば、施設に関しては原則2回実施指導をするなど取組をきちんとしてるところではございますけれども、そのあたりが反映できていないということであれば、十分そのとおりかなと思いますので、御指摘を踏まえまして表現を再度、見直ししたいと思います。どうもすみませんでした。

高井副委員長

私も先ほど来、午前中の議論があった待機児童についてお伺いしたいと思います。それとあと教育の点だけ少し、大学入学テストについてお伺いというか、今の段階の意見をお聞きして終わりにしたいと思います。

まず今朝ほど議論があった待機児童の問題、さっきの丸若委員への御答弁でしたか平成30年の4月1日時点で0を目指すという御返答だったので、それを期待して御準備を鋭意していただいていると思います。それでなんといっても施設は大分そろっていてもなにせ保育士さんの確保、人の確保というのが何よりもこの待機児童対策の解消の最大の点ではないかと思うので、その点を中心にお聞きしたいと思っています。先ほど中川課長から御答弁があった、人材確保のために資格取得の貸付金とか再就職の準備の貸付金を持っていच्छゃると、取り組んでいच्छゃるということだったんですが、今の実績並びにどの程度の金額であるのか、教えていただけたらと思います。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、保育士の修学資金の貸付事業について御質問を頂戴しております。まず、ち

よっと簡単に事業の概要について御説明させていただきますが、この貸付事業については四つの貸付事業で構成されておりまして、一つが保育士養成施設に在学して保育士資格を目指す学生に対しての貸付けを行う事業、それから保育補助者雇上支援事業ということで、保育士の労働環境改善に取り組んでいる保育事業者に対しまして、その保育補助者、保育の周辺業務を担うような方なんですけれども、その雇上費用の貸付けを行う制度、これが二つ目です。それから三つ目といたしまして潜在保育士の再就職支援事業ということで、保育士資格は持っているけれども、今働いていない保育士に対しまして保育所に勤務することが決定した場合に就職準備金の貸付けを行うという制度、それから四つ目といたしましては、保育士の離職防止支援事業といたしまして、これはそこで働く保育士に対する支援でございまして、保育園に勤務する未就学児のいる保育士に対しまして、ファミリーサポートセンター事業等の利用料金の一部を貸付けをするという、この四つの柱で貸付事業を展開しているところでございます。

午前中にも御説明させていただきましたけれども、例えば、保育士の修学資金の貸付けで申し上げますと、5年間従事することによって返還免除というような形でそれぞれの事業につきましては、一定の条件の下、返還免除という制度も設けているということでございます。

それで実績についての御質問でございますけれども、平成28年度の貸付実績といたしまして、一つ目の保育士修学資金等の貸付事業といたしましては、まず、修学資金ということで51件の貸付けを行っております。金額といたしましては4,450万円ということでございます。修学資金の中で入学の準備金加算とか、就学準備金加算というような様々な加算がございまして、入学準備金加算が9件入ってまして180万円、それから就職準備金加算ということで46件で920万円というような加算もしているところでございます。実人数といたしまして、51人、金額が5,550万円ということになってございます。

それから保育補助者の雇上をする事業者に対しての貸付けということで、こちらについては1施設で799万1,000円ということで、これは1名の3年間分ということでの実績でございます。

それから潜在保育士の再就職支援ということで就職の準備金ということで、先ほど御説明いたしましたが、そちらのほうは1件ございまして、こちらが20万円ということで合計で52名1施設に対しまして6,369万1,000円の貸付けを行っているところでございます。

高井副委員長

まずまず使われているということですが、再就職支援が1件ということだったので、少ないなと。さっきの原井委員の御質問にもありましたけれども、高齢者の活用ということで、今、県のほうでは介護助手制度を作ったと山上課長から答弁がありましたけれど、やっぱり、保育のほうも若い女性が今どんどん少なくなっております。その中で達田委員の質問にありましてとおり、315人が保育士として養成されているということなので、これは多いほうだと思いますし、頑張っておられると思うのですが、やはり、それだけでは足りないだろうと。逆にその再就職支援の中で貸付けだけではなく、介護の助手制度のように、保育のほうも助けていただける、臨時的な高齢者の保育士のベテランさんで辞められた方を活用する方策もいろいろ考えてもいいのではないかと改めて思っています。という

のもやっぱり、保育所の定員が年々すごく増減しますし、年齢によって、地域と場所によって、多い年、少ない年があって、やはり市町村の側も非正規雇用で常時一つの保育園でいてもらうのも、なかなか次の年の見込み数が激減するとかいうことになれば、難しい部分もあるかと思いますが、少子化の中で統廃合が地域によってはありますが、片や保育所がなくなっていく所もあれば、こうやって待機児童が多い地域もあり、非常にばらつきがあります。そうしたことからやっぱり、臨時の方や非正規の方が保育園現場は4割強という御答弁でしたし、どうしても多いですので、そういうところを助けて補ってもらう方々を確保するというのは、非常に大事な観点だと思います。それこそ基金で貸付けも大事ですが県の側でも何か指導助言だけでなく財政的なこういう雇用確保、臨時的な特に雇用の確保のための支援ができれば、待機児童対策ももう少し前にぐっと市町村の側も進むのではないかなと感じたところでもあります。余裕職員の配置というのがなかなか常には、しづらいわけでございますので、いろいろな方策に手を尽くして待機児童解消に向けて取り組んでいただきたいと思います。そうしたことを是非、検討をしていただきたいと思いますと同時に、この話の中で企業の主導型の保育所の話も出ておりました。今、現状で企業主導型の保育所というのが、どれぐらいあってこれから予定されている所があるのかどうか、教えていただきたいと思います。

中川次世代育成・青少年課長

高井副委員長から二点御質問を頂いております。まず一点目の保育士の負担軽減を図るようなそういう職員の配置等についての支援をというお話でございます。こちらについては子育て支援員という制度がございまして、先ほどの貸付事業のところで保育補助者というような話もさせていただいておりますけれども、そういった形で保育の周辺業務を担っていただいたり、あるいは子育て支援員の一部の研修を受けてコースを修了している方については一部の保育事業におきましては、保育士に代わって業務を負担するというようなこともできるというような制度にもなっております。ですので、我々、アクティブシニアも含めまして子育て支援員という養成を現在進めているところでございまして、今後そうした活用について、もっと積極的に県としても何らかの支援を行う等についても検討をしてみたいと考えているところでございます。

それともう一つが企業主導型保育事業について現状はということでございます。企業主導型保育事業というのは平成28年4月に整備された新しい制度なんですけれども、国のほうで整備されたシステムでございまして、企業が主に従業員の子供を対象として整備する認可外の保育施設なんですけれども、一定の基準を満たすことによりまして認可保育所並みの補助が受けられるということでございまして、国におきましては平成28年、平成29年度において5万人分の受け皿を確保するということがあったんですけれども、それを更に定員を増やしまして、今年度中で7万人分の受け皿を確保しようということで進めているところでございます。

これにつきましては、我々といたしましても関係事業者等にも情報提供する中で現在、本県において企業主導型保育事業というのが2市1町において7施設開設されておまして、定員としては217名分の定員で開設されております。本年の12月1日時点でこの217名の定員枠のうち132人が利用人数ということになってございます。

さらに、これからの整備ということなんですけれども、現在、国のほうの助成制度を受けている、助成の決定がされているというところで、来年4月では全部で10施設475人分の確保がされる。要は今7施設と申しあげましたから、あと3施設増えますし、定員も217名から475名ということで枠が増えるということでございまして、更に申しあげますと、まだ助成決定がされていない事業所も今申請中という所がございまして、その枠で申しあげますと、現在172名定員で申請が行われているという状況でございます。

高井副委員長

企業のほうは着々とそういうふうに進めていただいているということで、なかなか良い取組、すごいなと思います。企業なので自分の所の予算で保育所を建て、国の補助金が入っているわけですので、やっぱり、可能ならば地域の子供たちも受け入れるような公共的な役割をちょっと企業も担っていただけたら、よりありがたいのではないかなと思います。ただ企業がそうやって主導で自分の従業員の子供を預かるということは、逆に地域の保育所の枠も少し空く部分もあるだろうと思いますし、双方共に取組をしっかりと進めていただけたらありがたいと思いますし、県のほうも調整をお願いをしたいと思います。

もう一つ、育休中のお母さんとかの場合、自分が働いていて産休が終わって育休に入った時に、上の子が例えば保育所にいる場合に、保育所から出なければならない。要するに家で母親自身が育休で子どもを見ているから保育所に預かってもらっていた上のお子さんも一緒に見てくださいと言って保育所を退所しなくてはならないような事例があつて、相談が私の所にありました。それで多分ルールとしては保育所という所は、働いている母親の子供さんを預かるというルールなので、職務に就いているという証明がなければ保育所は預かってくれなかったわけなのですが、大分、今いろいろな意味で緩和されてきて、いろいろな状況が整いつつはあると思います。それでも下のお子さんを産んで大変なので上のお子さんはそのままで是非、引き続き保育所に預かってほしいけれども、何とかならないだろうかということもありました。そうした運用は現状どうなっているか、お分かりだったら教えてください。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、下の子の育休に入った場合に、今預けている上の子はどうなるのか、出されるのかどうかというようなお話でございます。今の保育の制度というのは平成27年4月から新しく子ども子育て支援新制度という枠組みの中で運用されているものでございまして、保育所への入所に必要な保育の必要性ということを市町村が認定するというルールになってございます。保護者が育児休業をする場合で休業開始前に既に保育所等を利用していた子供さんにつきましては、保護者の希望や地域における保育の実状を踏まえた上で、例えば、次年度に小学校への入学を控えるなど子供の発達上環境の変化に留意する必要がある場合、あるいは保護者の健康状態や子供の発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、市町村が児童福祉の観点から必要と認める時は、保育の必要性に係る事由に該当するというところで、継続して利用することが可能とされております。これは国の制度上そうなっておりまして、そういう運用をなさいたいということで、国のほうから留意の通知がきているところでございまして、それに基づいて市町村では運用をしているということ

でございます。

ちょっと古いデータになるんですけども、平成27年に導入されて9月の時点で市町村に対して聞き取り調査を行った結果で申し上げますと、例えば、特に条件を付けずに継続利用可能としている市町村もございますし、下の子が1歳になるまでとか、あるいは、上の子が翌年度に小学校入学とか幼稚園入園を控えている場合には継続利用を可能とするなどの条件を付けている市町がありましたとか、原則的には継続利用を認めていない市とか町があるというそういう状況でございました。ただ、原則的に継続利用を認めていない市町村におきましても母子の健康状態とか家庭環境などの状況によりまして継続利用を認めているという状況がございましたということでの御報告をさせていただきたいと思えます。

高井副委員長

ちょっとばらつきがあるということですが、そうしたことを丁寧に説明すれば上の子も引き続き預かってくれるということも分かりましたので、また私たちもお伝えしていきたいと思えますし、市町村の側もできるだけやっぱり、女性の肩に掛かっている状況をいろいろ勘案して対応してほしいなあと思えます。ダブルケアも今どい家でも多いと思えます。要介護者が家にいて保育をしなければいけない子供も家にいるということが、主には女性のほうに掛かってきているわけで社会的に大きな問題ですから、さらにそれで仕事を持って働けというのも非常に大変でございますので、みんなで社会全体で、女性の活躍を支援することで男性も助かると思えますので是非、よろしくお願いしたいと思います。

今ちょうど12月に大体どの市町村も4月の保育所の入所に関して募集をしているのではないかと思います。結構やっぱり、小さいお子さんを育ててるお母さんたちは、いつが締切りなのか、いつ申し込まなければいけなかったのかというのを、忙しさの中で気付かずに、年が明けてしまった、ああ申込みがもう締め切られていた、4月から働くことが決まっているのに、もう申し込めないと。待機でなくて空いていればもちろん後からでも必要要件を満たせば入れるんですが、やっぱり待機児童が多い地区はもうなかなか難しく、もう4月から働くのを諦めたという事例も私も何件か前年度やその前もございましたので、委員の方々から本日お話もありましたが、やっぱり、人材養成確保それから調整等、財政的な支援も含め、是非県のほうには頑張ってもらって取り組んでいただきたいと思います。

国のほうの幼児教育無償化がいよいよ検討をされています。なかなかすぐには制度が決まらないんだろと思いますが、要するに幼児教育無償化がされるということは就学前教育が義務教育的になっていくことも大きく考えられます。全ての子供に対して同じようにある種、教育・保育を与えていくような、まずは環境整備が整ってくる必要もあると思えますし、そういう無償化政策の中でやはり、4歳児・5歳児などは行かせたいというニーズも大きくなってくると思えます。教育と保育が今まで分かれていたのが、いよいよやっとかども園とか合流をし始めてまだまだ別々の部分がありますけれども、そうしたこともより国のほうの流れの中で体制整備がされていくと思えますので、それに応じて、先んじて県の側も市町村と連携しながら準備に取り組んでいただきたいと思いますというふうに思っています。待機児童の件に関しては、以上でございます。

もうあと一点だけ、いよいよ大学入学共通テストというのが3年後に入るといことが

ニュースで取り沙汰されていまして、試行調査が11月に行われたということで、徳島県内は11校が参加したというふうに聞いております。ちょうど私、昭和46年度生まれで岩佐委員もそうですが、大学入試センター試験1回目の時だったんです。約30年続くこの入試センター試験が3年後には終わりを告げるということで、今娘が中3なので、娘がなんと第1回目の大学入学共通テストということで親子そろって1回目の初めてのテストに当たるという巡り合わせになりました。この前の文教厚生委員会のほうで出された資料を頂いていましたので、これの中でも拝見したのですが、新学習指導要領や新たな大学入試制度に対応するために、聞く・話す・読む・書くの英語力を身に付けた児童生徒を育成ということや鳴門教育大学と連携して、様々な本県独自の学力調査や学力学習教材を使って学力向上を推進するという政策も書かれておりました。いろいろな観点からまだまだ試行中ではあるかと思いますが、こうした大学入学共通テストへ向けて、教育委員会として、どういう取組を進めていこうとお考えなのか、お聞きしたいと思います。

後藤学校教育課長

2020年度から導入されます大学入学共通テストに対する対応についての御質問でございます。今回の大学入学共通テストの大きな点といたしましては、やはり、マークシートだけではなく国語や数学に記述式の問題が導入されること、それから英語につきましては、今はリスニングと筆記試験だけなんですけれども、やはり、読む・聞く・話す・書くの4技能を評価するべきであるということで、外部検定試験を活用するという方向性が出されております。公表された試行調査の問題等を見ますと、今までも強調されてきたことなんですけれども、やはり、問題文を読みこなす読解力であるとか、その問題文を読み取った上で思考力・判断力・表現力、自ら考えて判断してそれを的確に表現する力等が、今まで以上に求められているということが明らかになってまいりました。今現在も授業改善等に取り組んでいることではございますけれども、本当に高校になって付け焼き刃でというのではとても間に合わないと思いますので、やはり、小学校・中学校・高校を通してきちんと文章を読んで読み解く力であるとか、きちんと主体的に考えて表現する力というのを育成するために、教員研修等を通じまして授業改善を積極的に図ってまいりたいと思います。

また、英語に関しては小学校でも外国語活動や教科化などが図られることが予定されているんですけれども、やはり、英語に親しむ、特に話したり書いたりする表現のほうというのは、今まであまり大学入試のほうではそんなに重点ではなく、これから、話す、それから書くという部分が評価される、その面が強化されるということです。今現在も行われてはいるんですけれども、ALTの方との活動の機会を増やすであるとか、また、検定を活用するということから、英語検定等の検定や資格試験を積極的に受験することを推進していくなどの対応を2020年度の実施を見据えまして、進めてまいりたいと考えております。

高井副委員長

いろいろな取組をしていただけるということですが、なかなかそういう時代に応じた方策に対応するのに先生方も多忙化が言われておりますが、やっぱり自らも勉強していかなくてはならないと、更に大変になってくるだろうと思います。教育委員会としても先生方

の多忙化解消のためにもしっかりとバックアップをしてほしいと思います。やはり、なんと言っても数の確保というのは今保育のほうでもそうですけれども、少子化ではありますが、それでもやっぱり、そうした多様なニーズに応えるためにも、人材確保が大事だろうと思います。今、2月予算編成に向けて、2月議会でまたいろいろお聞きをしたいと思っておりますが、是非、しっかりと取り組んでほしいと思います。

教員の多忙化解消のために部活動を外部化していこうという話が文部科学省の中でも出ているようであります。世界中でも部活動をしているというのは日本と韓国ぐらいなんだそうですね。教員は学校の授業、自分の持分の授業をしっかりすると。勉強を教えるのと学校運営とかそういうことをしっかりすることを除けば、部活動は大体地域のスポーツクラブであったり地域のスポーツ団体であったり、様々な所に委託してそれぞれ専門の人に教えてもらうというのが、世界中の学校スポーツ活動、地域のスポーツ活動のようであります。日本はそれが部活動というのが教育的観点が高いたいこととで多分、昔から取り組まれていて、いろいろな全国高等学校体育連盟や日本中学校体育連盟もそうですが、それぞれに学校でスポーツのほうも勉強のほうも頑張っているという歴史があったと思います。しかし、多分その勉強という本業が、ますますいろいろなニーズを受け止めなければならない中で、部活動の外部化というのも、やはりこれから議論が進んでいくだろうと思います。地域によって受けられる部活動で、クラブがたくさんある地域やそうでもない地域がいろいろあると思います。長い目でそういう取組にも配慮とか目を光らせて情報収集を図っていただきたいと思います。

そういうわけでこれから教育政策ますます大事になってきますが、良いニュースが先般ありました。協力する力が日本が2位ということで、OECDが初めてのテストをしたと、15歳対象に協同問題解決能力調査というデータが新聞に出ておりました。PISAという学習の到達テストというこの有名なテストで日本は割と成績が良いほうではありましたが、ちょっと近年下がってきたりしていると、下がったり上がったりを繰り返しているわけですが、素晴らしいなと思ったのはやっぱり、協力する力がOECD加盟国の32か国中のトップだったということでありまして、すばらしいことだと思っています。これこそ今の時代に大事な力で先ほど来あったお話で、個人個人の自分の表現力や能力開発も大事ですが、やっぱりこれからの時代はみんなと協力して問題を解決するという力というのは非常に大切なことであり、大事なことだろうと思います。こうした日本の高校生の利点というのを、しっかりまた伸ばしていけるように取り組んでいただきたいと思いますし、代表質問でも申し上げた様々な県内の高校生の取組はすばらしいと思いますので、これからも引き続き御指導をお願いしたいと思います。

美馬教育長

ただいま、大学改革に対応した力、また人材の確保そしてこれから先を見据えた中で対応する力、そういった教育の非常に大事な話を高井副委員長よりいただきました。私も実は共通一次試験の第1回でございまして、今のような形になった最初の者として非常に感慨深いものがございまして、大学入試に対応するということは当然していかなければいけないことだということで、今回の変化に対しては我々としても学校も独自にまた教育委員会としてもしっかりと情報を集めて、サポートをしていきたいと考えております。英語に

についても昨今言われております検定等の外部検定，これらについても地方が損をしないように，そういう検定を受ける機会という面で地方は損になるようなことがあってはいけないということで，これについては教育長会議であるとか，個人的にも文部科学省のほうにも行って，しっかりと地方のほうからも声を届けていって地方の学区が都市部に負けないだけの競争力があるようにという形で，しっかりと対応していきたいというふうに考えております。また，先ほど協同する力というのがございました。これから先の未来を担う中において，教育というのはどんな力が要るのかとよく議論されているわけでございますけれども，副委員長が今おっしゃいましたように，協同していく力ということは，例えばコンピュータ，ＡＩといった物がこれからどんどん出てきた場合においての人間の特に大事な力というものが協同する力でございます。そういった点については，今言われておりますアクティブラーニングの中でもしっかりと伸ばしながら，また個の力もしっかりと伸ばしていくようにいろいろ努力してまいりたいと思います。教育委員会挙げて子供たちの学力向上に尽力してまいりたいと考えております。

杉本委員長

他にございませんか。

(「なし」という者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(14時05分)